

●香川県告示第446号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年9月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東かがわ市小海字川北1018の7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため